

西尾市蜂等駆除用防護服貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蜂等の昆虫を安全に駆除するための駆除用防護服(以下「防護服」という。)を貸し出し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出対象者は、市内に住所を有する個人又は団体等とする。ただし、営利を目的とした個人又は団体等には貸し出しをしない。

(申請)

第3条 防護服の貸し出しを受けようとする者は、蜂等駆除用防護服借用申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請する者は、運転免許証等の住所、氏名が確認できるものを提示しなければならない。

(貸出期間)

第4条 防護服の貸出期間は、貸出した日の翌日から起算して、市役所の閉庁日を除く3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(受付および返却の場所と時間)

第5条 貸出しの申請、貸出しの実施及び返却の場所は市役所農林水産課とし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

2 返却に際しては、防護服の点検及び確認を受けるものとする。

(貸出費用)

第6条 防護服の貸出料は、無料とする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 防護服の貸出を受けたもの(以下「駆除実施者」という。)は、防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(防護服の返還)

第8条 駆除実施者は、貸出期間が満了した場合又は使用終了した場合は、直ちに防護服を返還しなければならない。

(駆除計画)

第9条 駆除実施者は、蜂の巣等の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し、事故及びけが人のないように十分な注意を払わなければならない。

(駆除実施者の責務)

第10条 防護服を故意に破損、若しくは汚損し、又は紛失した場合、駆除実施者は

弁済の責務を負うものとする。

2 防護服は作業の安全を高めることを主旨としており、蜂等の駆除において、蜂に刺される等の事故及びけが人等が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

(経費)

第11条 蜂等の駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。